

議案第90号

入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に
関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年11月29日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営及び選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定したいので、この案を提出するものである。

入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に
関する条例の一部を改正する条例

入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市議会議員及び入間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。